

# 北海道行政書士会十勝支部

# とがち

## 支部だより

2021年(令和3年)6月号



## 支部長就任のご挨拶

北海道行政書士会十勝支部 支部長 宮澤 英雄

この度の定時総会におきまして、谷川秀治前支部長の後任として支部長に選任されました。福祉系大学を卒業後、社会福祉協議会や高齢者施設などで相談業務に従事し、14年から成年後見人等を受任しております。登録7年目の若輩者にとって、会員数119名を擁する支部の先頭に立つのはあまりにも荷が重いのですが、誠心誠意、職責を果たしてまいりたいと存じます。

定時総会においては、ご出席いただいた会員の皆さまから、多くのご意見を頂戴いたしました。支部へのエールと受け止めて、今後の会務運営に可能な限り反映してまいります。新型コロナウイルス感染症の流行もまだまだ予断を許しませんが、創意工夫して会員の皆さまに資する事業を展開していく所存です。併せて、情報提供手段を見直すなど、運営の効率化を図ります。

また今回の役員改選では、3名の新任理事を迎えました。法律知識をベースに、個々人の経歴から得た強みを活かして、地域住民・社会のためにお役に立つことができる行政書士という職業に、私は誇りを持っています。コンプライアンスを含め新入会員へのサポートを充実させるとともに、全体の底上げを図ることで、行政書士への認知・信頼を更に高めていきたいと思っております。

結びになりますが、十勝管内ほぼ全ての市町村に「街の法律家」行政書士がいることは、地域住民・社会にとって大きな財産であると自負しております。

会員の皆さまには健康に留意して、益々のご健勝を祈念申し上げます。とともに、地域住民の生活向上と社会の繁栄のため、そして北海道会並びに十勝支部の発展のために、どうか皆さまのお力添えをお願い致します。



## 支部行事

### ①行政書士記念日無料相談会

令和3年2月23日(火)午前10時から午後3時までの間、帯広市内の「とかちプラザ」において行政書士記念日無料相談会を実施しました。行政書士による相談のほか、日本政策金融公庫帯広支店の協力をいただき、金融相談も同時に開催し、遺言・相続関係を中心とした行政書士相談が27件、金融相談が6件、計33件の相談に対応しました。



### ②自動車登録無料相談会

令和3年3月26日(金)、29日(月)、30日(火)、31日(水)の4日間、帯広運輸支局において、自動車登録無料相談会を実施しました。相談内容は例年どおり移転登録と抹消登録が大半でしたが、二輪の相談も多くありました。4日間で合計274件の相談に対応しました。



### ③北海道行政書士会十勝支部定時総会

令和3年4月24日(土)の午後4時より、帯広市内の「ホテルグランテラス帯広」において、令和3年度北海道行政書士会十勝支部定時総会を開催しました。

今回の定時総会では、来賓として北海道行政書士会の宮元会長をお招きし、祝辞を頂戴しました。

谷川支部長及び執行部各部より令和2年度の事業実施や決算に関する報告、令和3年度の事業計画や主な課題に関する報告があった他、役員を選任等について、一部質疑応答を経て、各議案が承認されました。

各議案の審議終了をもって、谷川秀治氏は支部長の職を退任し、新支部長に宮澤英雄氏が就任しました。(新執行部の体制等については後述。)



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、支部の各行事において、入場前の検温・消毒、パーテーションの設置、混雑回避のため整理券方式での受付にする等、感染対策を徹底しております。

## 改正行政書士法の施行

すでに皆様もご周知のことと思いますが、本年の6月4日より、改正された行政書士法が施行されます。改正の主な要点は次のとおりです。

### ①目的の改正

第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。  
(※下線部は改正部分。)

というように改正され、国民の権利利益の実現に資することが明記されました。特定行政書士制度や専門職後見人等に伴う業務の多様化によって、国民の皆様の権利利益に関わることの多い実態に即した改正であることのほか、改めて行政書士の責務を認識しながら業務に励まなければという思いです。

②社員が一人の行政書士法人の設立等の許容  
これまで行政書士法人の設立には行政書士である社員が二人以上いることが必要であったところ、法人事務所の運営に関する多様なニーズに応える者として、社員が一人のみでも行政書士法人を設立することが可能となります。

※基本的には会社法上の「合名会社」の制度を基にしており、構成員は全員「無限責任社員」となります。

※行政書士法 第5章 第13条の3～を参照下さい。

③行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

行政書士法第17条の2 行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

というように改正され、行政書士会による自主的な規律の維持のための指導権限に具体的な法的根拠が与えられるものであり、会員による違反行為の未然防止に資するものとなっています。

## 政連会費納入のお願い

私たち行政書士が活動するには、職域の

拡大と社会的地位の向上を図るため、行政書士を支えてくれる強力な組織が必要です。日行連では政治活動が認められず、政治活動は日本行政書士政治連盟(政連)でしかできません。政連の活動は“すべての行政書士のため”にあり、その成果は“すべての行政書士が平等に受ける”こととなります。「行政書士法」は内閣立法ではなく、議員立法からなっており、今般の行政書士法改正についても、長年にわたる政連の働きかけにより、実現できたものです。

支部会員の皆様には、ぜひ政連へのご入会をお願い致します。会費(年度5,000円)の納入口座は、下記の通りです。

○郵便振替口座：02740-3-24241

○日本行政書士政治連盟北海道支部

## 新入会員の紹介

～2021年(令和3年)3月入会～

氏名：<sup>うめ き</sup>梅木 <sup>あきら</sup>晶

事務所：足寄郡足寄町南2条4丁目22番地

電話：0155-25-2070

一言：足寄町にて令和3年3月1日に開業しました梅木行政書士事務所 梅木 晶と申します。業務につきましては不慣れでまだまだですが、日々精進してまいる所存です。皆様におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

～2021年(令和3年)5月入会～

氏名：<sup>おお はし</sup>大橋 <sup>あゆむ</sup>歩

事務所：河西郡芽室町東6条2丁目1番地8

光ハイツ2-B

電話：0155-66-5250

一言：十勝で生まれ、十勝で生きていく

中で世の為、人の為に貢献できる働きができるように長い間、いろいろな経験を重ねながら自身を磨いておりました。一人の法律家としてより良い人生への橋渡しができますよう、これからも自己研鑽を重ね、相手の心に寄り添う業務を心掛けて行くと共に十勝支部の発展に貢献できるよう全力を尽くして参ります。よろしくお願ひ致します。

## 新執行部体制

令和3年度北海道行政書士会十勝支部定時総会において、役員を選任・承認が行われ、それに伴い各役員等の役割も決まりました。歴代の各役員からのバトンをしっかり受け継ぎつつ、お互いをフォローし合い、小さな改善を重ね、会員皆様のお役に立つことができると考えています。よろしくお願ひ致します。

○支部長：宮澤 英雄

○副支部長

：佐藤 芳夫(事務局、業務研修部担当)

：目崎 達雄(総務部、広報監察部担当)

○総務部

部 長：明正 誠

副部長：喜多 朱美

○業務研修部

部 長：圓尾 智裕

副部長：鈴木 政昭

部 員：福田 幸之助

○広報監察部

部 長：渡部 亮介

副部長：泉谷 佳太郎

○監 事：岡田 衆義

：保田 正明

○相談役：医王田 勝美

## 執行部からのお願い

現在、執行部では、経費や資源の節約、各部業務の効率化、ホームページ利用活性化等を図るため、各部業務の電子化を進めていきたいと考えております。例えば、「支部だより」や「業務研修資料」等のホームページ上での閲覧やダウンロードをできるようにすること、会員皆様のメーリングリストを作成して研修案内や無料相談員案内等の通知の送信できるようにすること等を考えております。

詳細は今回の「支部だより」と一緒に同封している「支部発信文書の電子配信への移行について」をご覧ください。ご協力よろしくお願ひ致します。

## 編集後記

まだまだコロナ禍という大変な時期を抜け出せてはいませんが、大変な時期こそ「国民の権利利益の実現に資する」機会も増えるのではないかと考えています。支部ホームページの活用活性化等の電子化移行と併せて、地域住民及び会員の皆様に親しまれる広報活動を進めてまいります。どうぞよろしくお願ひ致します。(泉谷)

公式キャラクター  
ユキマサくん



発行日 令和3年6月22日

発行人 宮澤 英雄

編集人 渡部 亮介・泉谷 佳太郎

発行所 北海道行政書士会十勝支部

事務局 帯広市東3条南25丁目1番地2  
行政書士佐藤芳夫事務所

T E L 0155-67-1777

ホームページ <http://tokachi-gyosei.com>

印刷所 東洋株式会社